

SAICMに係る 国内外の動向について

平成24年11月22日

環境省環境保健部環境安全課

SAICMに係る国際動向

SAICMの内容

SAICM・・・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ
(**S**trategic **A**pproach to **I**nternational **C**hemicals **M**anagement)

○目標

- ・2020年までに化学物質が健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること

○主な内容

- ・科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進等を進めることを定めたもの。

3

SAICMへの対応(経緯と今後の見通し)

・2007(H19)年5月 アジア太平洋地域会合(バンコク)

・2009(H21) 第2回ICCM

SAICMの実施状況のレビュー

→ 先進国の更なる化学物質管理

→ 途上国支援・資金措置

→ 製品中化学物質、ナノ材料等

新規の課題への対応

各国、国際機関等における
更なる取組を決定

・2009(H21)年11月 2011(H22)年9月:

アジア太平洋地域会合(北京)

・2009(H21)～2012(H24) 議長団会合(複数回)

・2011(H23)年11月 第3回ICCM準備のための公開作業部会

・2012(H24)年9月 第3回ICCM

・2015(H27) 第4回ICCM

・2020(H32) 第5回ICCM

SAICM実施状況をフォローアップ

→ 2020年までに化学物質が健康・環境に与える著しい影響を最小化

4

第3回国際化学物質管理会議(ICCM)の概要

- 会議期間:2012年9月17日～21日
- 場所:ナイロビ(ケニア)
- 主催:国連環境計画(UNEP)
- 出席者:世界各国政府代表、関係国際機関、産業界、非政府機関等約120カ国、約550名が参加。我が国からは、環境省(戸田英作 環境省環境リスク評価室長ほか)、外務省、厚生労働省、経済産業省の担当官が出席。

- 主な議題:
 - ・ SAICMの実施
 - SAICMの実施、点検及び更新に関する評価とガイダンス
 - 実施のための資金・技術支援
 - 化学物質管理に係る国際条約・国際プログラムの実施及びそれらの整合性
 - 国内の化学物質管理能力の強化
 - 新規の課題及びペルフルオロ化合物(PFC)の管理と安全な代替物質への移行
 - 「新規の課題」に追加して取り組むべき課題
 - ・ 国際機関との協力
 - ・ 事務局の活動と予算 等

5

第3回ICCMの成果

- SAICMの実施状況のレビュー
 - 2020年目標達成に向けた実施のための着実な努力が様々な主体により進められている一方、途上国では実施のための能力が欠如しており、資金・技術支援が引き続き必要であるとの指摘。
- 「新規の課題」等
 - 第2回ICCMで採択され、国際的に議論が進められている「新規の課題」([1] ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料、[2] 電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質、[3] 製品中化学物質及び[4] 塗料中鉛)及び[5] ペルフルオロ化合物(PFC)の管理と安全な代替物質への移行に関する今後の活動について決議。
 - 内分泌かく乱物質を新たに「新規の課題」へ追加することについて合意。
- SAICM国内実施計画策定の報告
 - 我が国から、2020年目標の達成に向けた今後の戦略を示すものとして、本年9月にSAICM関係省庁連絡会議において策定したSAICM国内実施計画について報告。

SAICM国内実施計画

SAICM国内実施計画(平成24年9月11日策定)の概要

【化学物質管理におけるこれまでの取組と課題】

- SAICMIに沿った国際的な観点に立った化学物質管理の推進
 - 環境分野(環境基本計画、化審法、化管法など)、労働安全衛生、家庭用品の安全対策などそれぞれの分野における化学物質管理を実施
- 一方で、化学物質の安全性に対する国民の不安への対処、リスク評価・管理における各種取組の一層の連携・強化などが求められている。

様々な主体の関与 (化学物質と環境に関する政策対話における議論)



国民各層の意見反映 (パブリックコメントの実施)

SAICM国内実施計画<包括的な化学物質に関する今後の戦略>策定 <策定主体:SAICM関係省庁連絡会議>

- 科学的なリスク評価の推進
- ライフサイクル全体のリスクの削減
- 未解明の問題への対応
- 安全・安心の一層の増進
- 国際協力・国際協調の推進
- 今後検討すべき課題

● 2015年に開催予定のICCM4に先立ち、実施状況の点検と結果の公表



● ICCMにおける議論等に対応し、必要に応じて、国内実施計画を改定

WSSD2020年目標の達成へ

SAICM国内実施計画～6つの柱～

具体的な取組事項(1)

○～6つの柱～具体的な取組事項

- (1)科学的なリスク評価の推進
- (2)ライフサイクル全体のリスクの削減
- (3)未解明の問題への対応
- (4)安全・安心の一層の促進
- (5)国際協力・国際協調の推進
- (6)今後検討すべき課題

(1)科学的なリスク評価の推進

○科学的なリスク評価の効率的な推進と新たな手法の開発・実用化

- 化学物質審査規制法・農薬取締法・労働安全衛生法に基づく取組の実施
- QSARやカテゴリーアプローチの活用
- POPsや重金属等のモニタリングの実施
- 環境目標値の設定、環境目標値設定に当たっての定量評価手法の高度化 等

(2)ライフサイクル全体のリスクの削減

○リスク評価の結果に基づくリスク低減措置の一層の推進

○化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減と様々な手法の適切な組み合わせ

- 化学物質審査規制法・労働安全衛生法・家庭用品規制法に基づく取組の実施
- 環境への排出対策
- PRTR制度の運用
- 製品のリサイクル又は廃棄段階等に関する取組
- 事故等・災害時等の対応 等

具体的な取組事項(2)

(3)未解明の問題への対応

○予防的取組方法の考え方に立った取組が必要な以下の問題をはじめとする未解明の問題への的確な対応

○化学物質のばく露が脆弱な集団や感受性の高い集団の健康への影響に留意した取組

- エコチル調査
- 化学物質の内分泌かく乱作用への対応
- 化学物質の複合影響に係る検討
- ナノ材料への対応
- 微量な化学物質による健康影響に関する調査研究 等

(4)安全・安心の一層の促進

○化学物質に係る安全・安心確保の基盤としての各種のモニタリング等の継続した実施

- 各種の環境調査・モニタリングの実施
- リスクコミュニケーションの一層の推進
- 製品中の化学物質に係る取組の推進 等

具体的な取組事項(3)

(5) 国際協力・国際協調の推進

○SAICM に沿った関係省庁が連携した国際的な観点に立った化学物質管理と国際的な SAICM の実施への貢献

- POPs条約に基づく取組の推進
- OECD等への参加
- エコチル調査に係る国際連携
- アジア地域との協力 等

(6) 今後検討すべき課題

○様々な話題については、その緊急性・社会的必要性を考慮しながら、様々な主体が参加し意見交換などを行う場である「化学物質と環境に関する政策対話」での議論等も踏まえ、優先度をつけながら検討し、実施可能なものからの速やかな実施

- SAICMの新規課題(製品中の化学物質、ナノ材料、e-waste、塗料中の鉛)への対応
- シックハウス問題への対応
- バイオサイド 等

SAICM: 採択までの流れ (参考1)

- 1992年 地球サミットで「アジェンダ21」採択
(第19章: 有害化学物質の管理)
- 1994年 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム設立
- 2002年9月 持続可能な開発に関する世界首脳会議のための
実施計画
 - 予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
 - 2005年までにこのための戦略的アプローチ(SAICM)を策定することを決定
- 2003~2005年 3回の準備会合、世界5地域における地域会合等
- 2006年2月 国際化学物質管理会議(ICCM)において
SAICMを採択

SAICMの3つの文書

1. 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

- 世界の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要とし、2020年目標の確認、子供、胎児、脆弱な集団の保護、情報知識を公衆に利用可能とすること、国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中へのSAICMの統合等が盛り込まれている。

2. 包括的方針戦略

- SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

3. 世界行動計画

- SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

13

SAICMへの我が国の対応 (参考3)

○国内対応

- ・各種個別施策を推進(化審法改正、化管法見直し等)
- ・関係省庁連絡会議の設置
- ・環境基本計画に2020年目標及びSAICMを位置付け
- ・SAICM国内実施計画の策定(2012年9月11日)
- ・化学物質と環境に関する政策対話

○国際的な対応

- ・アジア太平洋地域の代表としてICCM副議長
- ・クイックスタートプログラム(QSP)に対応してタイ及びブータンを支援
- ・新規の課題「ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料」、「製品中化学物質」、「電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質」、「塗料中の鉛」等に関するワークショップなどの活動に参加。¹⁴

「第四次環境基本計画(閣議決定版)」一部抜粋

(第2部第1章第9節「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」)

(第2部第2章「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項」)

第2部 第1章 第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

1. 取組状況と課題

(1) 総論

現代社会では、多種多様な化学物質が我々の生活に利便をもたらしているが、その中には人の健康や環境への影響が懸念されるものもある。化学物質は、その製造・輸入・加工、化学物質又は化学物質を使用した製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクルの各過程で環境に排出される可能性があり、また、ものの燃焼などにより非意図的に生成されるものもある。さらに、化学物質の環境中の存在状況や、有害性等の性状も一様ではない。このため、化学物質に固有の有害性の程度と人や生物へのばく露のレベルを考慮し、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性(環境リスク)を科学的に評価し、その結果に基づきリスクをできる限り低減し、また、その過程において関係者が正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることを基本として化学物質対策を進める必要がある。

さらに、このような化学物質の環境リスクをトータルで削減していくには、そのライフサイクルの各段階において、様々な対策手法を組み合わせた包括的なアプローチを戦略的に推進することが重要である。

化学物質の「環境リスク」の概念を打ち出したのは第一次環境基本計画であり、第二次環境基本計画では、規制に加え自主的取組等の多様な対策手法を用いて環境リスクを低減するとの方向性が、第三次環境基本計画では、①科学的な環境リスク評価の推進、②化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの最小化、③関係者による環境リスクに係る理解の共有と信頼関係の強化、④国際的な観点に立った化学物質管理の推進等の方向性が打ち出された。

国際的には、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)実施計画において、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」とのいわゆるWSSD2020年目標が合意されている。この目標の達成に向けた国際戦略として、2006年の第1回国際化学物質管理会議(ICCM)では「国際的な化学物質管理に

関する戦略的アプローチ（SAICM）」が採択され、第三次環境基本計画においても、SAICMに沿って化学物質管理に取り組むべきこととされた。

第三次環境基本計画策定以降の主な取組の状況と、今後の課題は以下の通りである。

（２）環境リスクの評価

新たに製造・輸入される一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）に基づき、事業者による届出を国が事前に審査し、必要に応じて規制措置を講じている。同法制定時（昭和48年）に製造・輸入されていた既存化学物質については、国が自ら安全性評価を行い、必要に応じて規制措置を講じるとともに、産業界と国が連携して、OECDの高生産量化学物質プログラムへの参加や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラムを実施することにより、安全性評価の加速化を図ってきた。平成21年には化学物質審査規制法を一部改正し、平成23年度から既存化学物質も届出の対象とし、スクリーニング評価により優先評価化学物質を絞り込んだ上で、リスク評価を実施することとしている。

農薬については、農薬取締法に基づき、事業者による登録申請を受けて国が事前に審査し、環境リスク評価を行っており、水産動植物への被害防止や水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方法の改善等を図りつつ、これら基準の設定を順次進めてきた。

リスク評価の前提となるばく露に係る情報については、化学物質環境実態調査、有害大気汚染物質モニタリング調査、公共用水域及び地下水の水質測定、農薬残留対策総合調査等、各種の調査・モニタリング等を実施するとともに、濃度予測モデル等の高度化を進めつつ、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）に基づくPRTR制度により得られる排出量等のデータのばく露評価への活用を進めてきた。

リスク評価の手法については、OECD等の枠組みで国際連携を図りつつ、化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法、定量的構造活性相関（QSAR）及びトキシコゲノミクス等の新たな手法、農薬の環境影響をよりの確に評価するための新たなリスク評価手法の開発が進められている。WSSD2020年目標の達成に向けては、今後、ばく露情報の一層の収集・活用、各種のモデル・手法の高度化等を進め、リスク評価をより一層加速化することが必要である。また、化学物質及び化学物質を使用した製品のライフサイクルにわたる環境リスクの最小化に向け、評価手法をさらに高度化していくことが必要である。

（３）環境リスクの管理

一般用途（工業用）の化学物質及び農薬の製造・輸入・使用については、それぞれ化

学物質審査規制法及び農薬取締法により規制措置を講じてきている。前述の通り、平成21年には化学物質審査規制法が一部改正され、既存化学物質も含めた包括的管理制度が平成23年度より導入された。

化学物質の環境への排出については、PRTR制度により、事業者による自主的管理の改善が促進され、届出対象化学物質の排出量は全体として低減傾向にある。PRTR制度については平成19年に対象物質・対象業種等の見直しを行い、平成23年度から全面施行している。特にリスクが高い物質については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による排出規制を講じている。地下水汚染事例が依然として継続的に確認されていることを踏まえて、平成23年には水質汚濁防止法を一部改正し、工場・事業場に起因する地下水汚染を未然に防止するための制度が強化された。

土壌中に残留する化学物質による健康リスクについては、土壌汚染対策法に基づき、特定有害物質を取り扱う施設の廃止時等において調査を実施し、その結果基準を超過した場合には、必要に応じてばく露の防止や汚染の除去などの措置を講じており、平成21年度には法改正を行い、汚染の把握と処理による汚染の拡散防止策を強化した。

有害な化学物質を含む廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）等に基づき、適正処理を推進している。また、第二次循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分を推進するため、環境基本法第8条第2項に掲げられた事業者の責務の考え方に基づき、製造者による自主的な取組を促進するとともに、有害物質の適正な回収・再生利用・処分の仕組みを整備することとされた。ものの燃焼等に伴い非意図的に生成されるダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出規制、汚染土壌に係る措置等の包括的な対策を進めている。

地方公共団体における取組としては、法の着実な施行に加え、地域の状況に応じた条例の制定・施行、中小事業者を含めた地域の事業者や地元住民を対象とした普及啓発及びリスクコミュニケーションの推進などの先進的な取組も見られる。

事業者による自主的な取組としては、化学産業の各企業が、化学物質のライフサイクルのすべての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、社会との対話・コミュニケーションを行うレスポンシブル・ケア活動を展開しており、近年は特にサプライチェーン全体の包括的管理の推進及びリスク情報の公開と共有（JIPS: Japan Initiative of Product Stewardship）に力を入れている。また、大気汚染防止法で定めている有害大気汚染物質については、事業者による自主管理の推進などの成果として、大気への排出量及び大気中の濃度は概ね減少してきている。

これまでの取組により、特にリスクが高い物質については一定の成果をあげてきたが、WSSD2020年目標を達成するためには、各種の取組を一層効率的、効果的に運用してい

くことが必要である。今後は、関係法令の円滑な施行及び事業者による自主的な取組を一層推進するとともに、関係法令・制度間の連携を強化していくことが必要である。

(4) 安全・安心の一層の確保

国民の安全・安心の確保に向けては、関係者が化学物質の環境リスクに関する情報・知識を共有し、共通の理解と信頼関係を構築することが重要である。このような観点から、前述の通り、地方公共団体における取組や、事業者によるレスポンスブル・ケア活動及びJIPS等により、社会との対話・コミュニケーション及び情報公開・共有等が進められている。また、国は、データベース等を通じた情報提供、分類・表示の推進、リスクコミュニケーションに係る場の提供及び人材育成等、各種の基盤整備を行っている。地方公共団体においても、事業者及び住民への普及啓発及び地域におけるリスクコミュニケーションの推進や、条例等による地方の実情に応じた化学物質管理の取組が行われている。しかしながら、平成22年6月に国が実施した「身近にある化学物質に関する世論調査」では、66.9%が身近にある化学物質の人の健康や動植物に対する安全性について「不安があるものが多い」と回答する等、今後一層の取組が必要な状況にある。

国民の安全・安心の確保のためには、予防的な視点から、未解明の問題に対応していくことも必要である。このため、化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法の確立のための取組、ナノ材料に係る各種ガイドラインの策定や評価手法確立のための取組、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）などを進めている。

化学物質に対する国民の不安に対処するため、今後は、未解明の問題への対応状況等に関する情報を含め、化学物質の環境リスクに関する情報を分かりやすく提供しつつ、リスクコミュニケーションを一層推進し、国民の理解を高めていく必要がある。

(5) 国際的な課題への対応

経済のグローバル化が進む中、化学物質は様々な国で製造・使用され、また貿易などで移動するため、その管理手法には国際協力・協調が求められており、SAICMに沿って、各国政府、国際機関、産業界、NGO等が様々な取組を進めている。我が国も前述の化学物質審査規制法やPRTR制度の見直し等を行うとともに、ICCMでアジア太平洋地域代表として副議長を務める等、SAICMの国際的な実施に貢献している。

個別の分野では、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約等の国際条約に基づき所要の措置が講じられてきている。また、2010年より水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会が開催され、2013年の条約採択を目指した交渉が進められており、我が国は交渉に積極的に参加している。2003年に国連が発出した化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）については、その導入に向けた取組を進めている。このほか、我が国は、OECD等による化学物質の試験方法の開発や情報共

有に積極的に参加している。

近年急速な経済成長を遂げているアジアの新興国・途上国では、化学製品の生産量も増加傾向にあるが、化学物質対策のための技術や制度が必ずしも十分に整備されていない。我が国とアジア諸国は経済的にも密接な関係にあり、また、現地での環境汚染や、その我が国への影響が喫緊の課題となっていることから、化学物質対策の分野においてもアジア諸国との協力は極めて重要である。このため、我が国は、多国間及び二国間の様々な枠組みにより、アジア諸国との対話や、制度構築・人材育成への支援等の協力を重層的に進めている。

今後は、SAICMに沿って、関連の国際条約及びOECD等の枠組みにより、引き続き国際的な観点に立った化学物質管理に積極的に取り組むとともに、我が国の経験・技術を活用してアジア諸国との協力を一層推進することにより、各国の能力向上を促進することが必要である。

2. 中長期的な目標

以上の取組状況と課題を踏まえ、化学物質の環境リスクを低減することにより、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会を実現するため、中長期的には以下を目標として取組を進める。

- ① 「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」とのWSSD2020年目標を達成すること。
- ② 国民の健康や環境を守るとの視点に立って、製造から廃棄に至るライフサイクル全体を通じた化学物質の環境リスクの低減、未解明の問題への対応等を含め、ライフサイクルの各段階において様々な対策手法を組み合わせた、「包括的な化学物質対策」の確立と推進を図ること。
- ③ 消費者、事業者、民間団体、行政等の様々な主体が、化学物質の環境リスクについての理解と相互の信頼を一層深め、自らの役割を自覚しながら、リスク低減のための行動をとること。
- ④ 化学物質管理に関する国際協調・国際協力を一層推進すること。また、化学物質の安全性の確保のための国際的な取組に多大な貢献を行うこと。

3. 施策の基本的方向性

(1) 基本的方向性

上記の目標の達成に向け、以下に示す基本的な方向に沿って対策を進める。その際、化学物質対策に係る府省は、関係法令・制度・施策をさらに有機的に連携させながら運用するなど協力と情報共有の一層の強化を図り、また、地方公共団体、事業者、民間団体等とも協力しつつ、情報的手法、自主的取組手法、規制的手法等の様々な手法をポリシーミックスの考え方の下に適切に組み合わせて、相乗的な効果の発揮を図る。

- ① 科学的な環境リスク評価を効率的に推進する。また、そのための新たな手法の開発・実用化に努める。
- ② リスク評価の結果に基づくリスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクを削減する。
- ③ 予防的取組方法の考え方に立って、未解明の問題に的確に対応する。
- ④ 安全・安心の一層の増進に向けて、様々な主体が環境リスクに係る理解を共有して信頼関係を高めるとともに、自ら環境リスクに関する判断を行い、各々の活動を通じて環境リスクを低減するための基盤を整備する。
- ⑤ SAICMに沿って、関連の国際条約やOECD等の国際的な枠組みの下、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向け、我が国の経験・技術を踏まえた国際協力を進める。

(2) 各主体の役割

国が果たすべき役割、その他の主体に期待される役割は以下のとおりである。

①国

国は、人材育成や各種の支援策を通じて、国民、NGO・NPO、事業者及び地方公共団体の取組の基盤を整備するとともに、環境リスク低減のための制度の構築・運用に取り組む。国は、リスクコミュニケーションを含め、地域における取組を推進するための支援策や基盤整備を進める。また、SAICMにおいて、政策決定プロセスへの多様な主体の参加と透明性の確保が重要であるとの考え方が示されていること踏まえ、国民、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する対話の場を設け、意見交換、合意形成を推進する。

②地方公共団体

地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすことが期待される。

③国民

化学物質の環境リスクに関する的確な情報の入手と理解に努め、環境負荷の少ない商品の選択や廃棄物の適正な処理等、自らの生活で使用する化学物質に関する環境負荷を低減し、環境リスクを回避するための行動につなげることが期待される。

④NGO・NPO

化学物質の環境リスクに関する客観的で分かりやすい情報提供やアドバイス等、積極的な取組を自ら行うとともに、国民、事業者、行政等の各主体による活動のつなぎ手となることが期待される。

⑤事業者

製造、輸入、販売、使用、廃棄等を行う際に、関係法令を遵守するだけでなく、自主的な化学物質の環境リスクの評価・管理、情報提供、地域住民との対話等に取り組むことが期待される。特に、化学物質や製品を安全に使用するために必要な健康及び環境への影響などに関する情報が、関係者に入手可能となるよう、積極的に取り組むことが期待される。具体的には、法規制を遵守するとともに、行政と連携しつつ、レスポンスフル・ケア活動及びJIPS等の自主的な取組を引き続き推進することが期待される。

(3) 重点的取組事項

(2) における役割を果たすため、国は以下のことに取り組む。

①科学的なリスク評価の推進

化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づくリスク評価を推進し、その結果に基づき所要の規制措置を講じる。環境中の実測データが必要となる物質については、環境調査等を実施する。

リスク評価をより効率的に進めるため、新たな手法として、一般用途（工業用）の化学物質については、QSARの活用に向けた具体的な検討を進める。また、製造から廃棄・処理までのライフサイクルの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法、海域におけるリスク評価手法、トキシコゲノミクス等の新たな手法の検討を行う。農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした新たなリスク評価が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進める。

ものの燃焼や化学物質の環境中での分解等に伴い非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づくリスク評価ではカバーできない物質については、人の健康や環境への影響が懸念される物質群の絞り込みを行い、文献情報、モニタリング結果等を用いた初期的なリスク評価を実施する。有害大気汚染物質のうち環境目標値が設定されていない優先取組物質については、引き続き科学的知見を充実させ、順次環境目標値の設定を行うとともに、環境目標値設定に当たっての定量評価手法の高度化を進める。また、水質環境基準及び指針値についても、科学的知見を充実させ、必要に応じて見直しを行う。

これらの取組の実施に際しては、食品に係るリスク評価等、関連分野の取組との連携・整合の確保に留意する。

②ライフサイクル全体のリスクの削減

化学物質の製造・輸入・使用については、国は、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づく規制を適切に行う。一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、平成23年度から導入された包括的管理制度を円滑に運用するとともに、特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため、流通過程における適切な化学物質管理を行う。

化学物質の環境への排出については、国は、化学物質排出把握管理促進法を適切に運用し、事業者による自主的な管理の改善を促進する。また、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策並びに水質汚濁防止法に基づく排水規制及び地下水汚染対策等を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討する。非意図的に生成されるダイオキシン類については、これまでのリスク評価の結果を踏まえ、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策を引き続き適切に推進する。その他の非意図的に生成物質や、排出経路・ばく露経路等が明らかでない物質等については、前述の初期的なリスク評価の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じる。有害物質を含む廃棄物については、国は、廃棄物処理法に基づき適正な処理を推進するとともに、有害性や環境中への残留性が懸念される物質について検討を進め、必要に応じて特別管理廃棄物への指定を行う。

過去に製造された有害化学物質や、汚染された土壌等の負の遺産については、PCB廃棄物特別措置法、土壌汚染対策法等により適正な処理等の対応を進める。

また、リスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合を確保し、必要に応じてそれらの見直しを検討する。特に、リサイクル及び廃棄段階については、循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図る。輸入製品等に含まれる有害化学物質の実態を踏まえ、有害性を有する有機フッ素化合物や臭素系難燃剤等を含有する製品の適正な取扱いや、適正な廃棄物処理に向けた代替及び選別手法や必要な措置の検討を

行う。

事故等により有害な物質が環境中に排出された場合には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により、所要の措置を講じる。

事業者による有害化学物質の使用・排出抑制やより安全な代替物質への転換等の取組を促進するため、その参考となる指針の策定、いわゆるグリーンケミストリーの促進、代替製品・技術に係る研究開発の推進、情報公開・提供による消費・投資行動の誘導等の措置により環境整備を行う。

③未解明の問題への対応

予防的取組方法の考え方に立って、以下をはじめとする未解明の問題に対応する。

胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための調査を実施する。

化学物質の内分泌かく乱作用については、OECDの取組に積極的に参加しつつ、評価手法の確立と評価の実施を加速化して進めるとともに、必要な調査研究及び国民への情報提供を実施する。

複数の化学物質が同時に人や環境に作用する場合の複合影響や、化学物質が個体群、生態系又は生物多様性に与える影響について、国際的な動向を踏まえつつ、科学的知見の集積、機構の解明、評価方法の検討・開発等に取り組む。

急速に実用化が進むナノ材料については、OECD等の取組に積極的に参加しつつ、そのリスク評価手法の確立と評価の実施を進めるとともに、最新の知見を収集し、リスク管理のための枠組みの整備を検討する。

④安全・安心の一層の増進

化学物質に係る安全・安心確保のための基盤として、各種の環境調査・モニタリング等を引き続き実施するとともに、化学物質の人へのばく露量のモニタリングを含め新たな手法の開発と導入を推進し、これらの結果を所要の施策に活用する。また、濃度予測モデル等の高度化及びPRTR制度により得られる排出量等のデータのばく露評価への活用を進める。

国民、事業者、行政等の関係者が環境リスクに係る理解を共有し、信頼関係を高めるため、リスクコミュニケーションを一層推進する。具体的には、国は、地方公共団体への情報・ツール等の提供等、人材育成及び環境教育を支援・推進し、また、消費者への情報提供を含め、サプライチェーンにおける化学物質含有情報の伝達のための枠組みの整備や中小企業への支援等に取り組む。

⑤国際協力・国際協調の推進

SAICMに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。国内では、関係府省が連携し、国民、事業者、学識経験者等の様々な主体の意見を反映しつつ国内実施計画を策定・実施するとともに、国際的なSAICMの実施にも貢献する。化学物質対策に関連する国際条約を遵守し、条約に基づく国際的な活動に貢献する。また、水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に積極的に貢献するとともに、交渉の進展を踏まえつつ、国内担保のため、所要の措置を講じる。OECD等の国際的な枠組みの下、評価手法の開発・国際調和、データの共有等を進める。子どもの健康への化学物質の影響の解明に係る国際協力を推進する。

アジア地域においては、化学物質による環境汚染や健康被害の防止を図るため、モニタリングネットワークや政策ダイアログ、ODA等の様々な枠組みにより、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、技術支援等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進める。

4. 取組推進に向けた指標

包括的な化学物質対策の確立と推進に向けては、多岐にわたる視点があることや、指標ごとの特徴、意味合いに留意しつつ、きめ細かく総合的な観点から評価を行う必要がある。現時点で想定される主な指標は以下の通りである。

(環境中の残留状況に係る指標)

- ・ 環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率
- ・ 各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）
- ・ POPs 等、長期間継続してモニタリングを実施している物質については、濃度の増減傾向の指標化を今後検討する（例：濃度が減少傾向にある物質数）

(環境への排出状況に係る指標)

- ・ PRTR 制度の対象物質の排出量及び移動量

(リスク評価に係る指標)

- ・ 化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況

第2章 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき 事項

1. 環境に配慮した復旧・復興に向けた基本的な考え方

2. 具体的な取組

(3) 持続可能な社会を目指す地域の復興に係る取組

④安全の確保に係る取組

先般の東日本大震災により被災した事業所からの有害物質の漏出等による環境汚染が懸念されていることから、被災地の大気、海洋等において、有害物質に関するモニタリングを実施し、被災地の環境保全と健康被害の未然防止に役立てる。また、復旧・復興に伴う建築物等の解体作業が本格化することから、特にアスベストに係る環境モニタリングやその結果を踏まえたアスベストの飛散・ばく露防止対策を実施する。

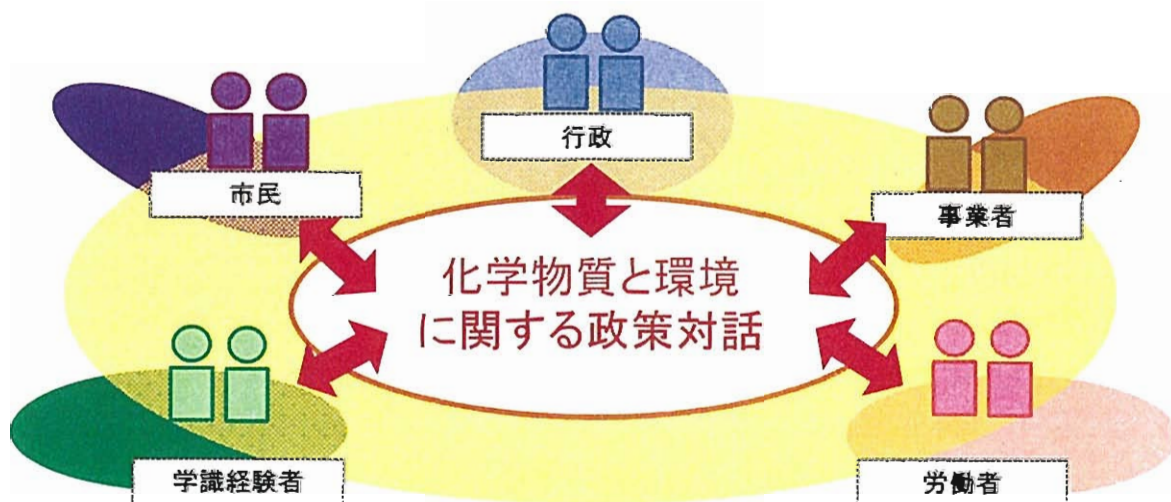
化学物質と環境に関する政策対話 について

平成24年11月22日

環境省環境保健部
環境安全課

化学物質と環境に関する政策対話

- OSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)において、意思決定プロセスへの市民社会の全ての部門の参加と透明性・説明責任の確保が求められている。
- 化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成13年度から平成22年度まで26回にわたり開催してきた「化学物質と環境円卓会議」を発展的に解消し、国民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加した意見交換、合意形成の場として、平成24年3月に設置。
- 参加メンバー自らの運営による議題設定等を通じ、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指す。



「化学物質と環境に関する政策対話」構成メンバー

学識経験者

北野 大 (明治大学理工学部専任教授) [座長]
 亀屋 隆志 (国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 准教授) [座長代理]
 村山 武彦 (国立大学法人東京工業大学大学院総合理工学研究科 教授) [座長代理]

労働団体

杉山 豊治 (日本労働組合総連合会 総合労働局 雇用法制対策局長)
 山本 喜久治 (日本化学エネルギー産業労働組合連合会JEC総研代表)

産業界

庄野 文章 (一般社団法人日本化学工業協会 常務理事)
 坂田 信以 (一般社団法人日本化学工業協会、住友化学株式会社 理事・生物環境科学研究所長)
 高橋 不二夫 (日本石鹼洗剤工業会 環境委員長)
 浅田 聡 (一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会製品化学物質管理部会 副部長、トヨタ自動車株式会社)
 宇佐美 亮 (電機・電子4団体※ 三菱電機株式会社 環境推進本部専任)

※電機・電子4団体：一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

市民

有田 芳子 (主婦連合会 環境部長)
 大沢 年一 (日本生活協同組合連合会 環境事業推進室長)
 橘高 真佐美 (オーフス条約を日本で実現するNGO ネットワーク 運営委員)
 崎田 裕子 (ジャーナリスト・環境カウンセラー)
 中下 裕子 (ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長)
 中地 重晴 (特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事長)
 村田 幸雄 (公益財団法人世界自然保護基金ジャパン シニアオフィサー)

行政

谷口 靖彦 (大阪府環境農林水産部環境管理室長)
 長谷部 和久 (厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長)
 奈良 篤 (厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長)
 榎本 雅仁 (農林水産省大臣官房環境政策課長)
 三木 健 (経済産業省製造産業局化学物質管理課長)
 上田 康治 (環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長)

開催状況・予定

平成24年3月27日

第1回「化学物質と環境に関する政策対話」

- ・主にSAICM国内実施計画の構成案及び盛り込むべき事項について議論

平成24年8月29日

第2回「化学物質と環境に関する政策対話」

- ・SAICM国内実施計画(案)
- ・今後の議論の進め方 等について議論



SAICM国内実施計画の策定に貢献

<今後の予定>

第3回「化学物質と環境に関する政策対話」を本年12月に開催予定。以降、年2～3回程度の継続的な開催を予定。

包括的な観点から、SAICM国内実施計画の進捗も含め化学物質対策全般に関する議論を継続していく予定。

今後の議論の進め方について

○今後の政策対話では、化学物質と環境に関連し、

- ・ステークホルダーの取組の方向性
- ・ステークホルダー間の連携のあり方
- ・複数の制度に共通する課題
- ・化学物質対策全体で対応が不十分な事項 など

化学物質対策全体を見渡した時に特に対応が必要な事項を優先して議論していく予定。

○これらを踏まえ、第3回及びそれ以降の政策対話においては、

- ・国際化学物質管理会議(ICCM)等の国際的な議論を踏まえ、今後、政策対話で取り上げるべきと考えられる課題、
- ・政策対話の構成メンバーより提起される課題

について議論を深めるとともに、各主体の取組等についての定期的な情報共有及び意見交換を行っていく予定。

<今後議論していく事項>

○今後1年の間に議論する事項の候補

- ①予防的取組方法等の基本的な考え方
- ②高度化するリスク評価をとりまく課題
- ③製品中の化学物質の表示
- ④有害化学物質の廃棄処理

POPs条約に基づく国内実施計画の 改定等について

国内実施計画改定の経緯(1)

- POPs 条約
 - 毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質(POPs)から人の健康及び環境の保護を図ることを目的として、2001年5月に採択(日本は2002年8月締結)
- POPs国内実施計画
 - 条約第7条において、条約対象物質の製造・使用等の禁止、非意図的生成物質の排出の削減、POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理等の対策に関する国内実施計画の策定が規定されている。
 - POPs条約関係省庁連絡会議において国内実施計画を作成し、2005年6月24日の「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で了承された。

国内実施計画改定の経緯(2)

- 2009年5月のPOPs条約第4回締約国会議において、対象物質の9物質群の追加が決定(2010年8月26日発効)
- この物質追加を受け、本年8月7日、POPs関係省庁連絡会議は、2005年に策定した国内実施計画の点検結果及び改定国内実施計画を決定
- 本年8月24日、改定国内実施計画及び点検結果を締約国会議に提出

【新たに国内実施計画の対象となった物質群】

- 農薬・殺虫剤
クロルデコン、ペンタクロロベンゼン、リンデン、 α -HCH、 β -HCH
エンドスルファン※
- 工業化学品
PFOS及びその塩、PFOSF(消火剤、界面活性剤)
テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル(難燃剤)
ヘキサブロモビフェニル(難燃剤)

※ エンドスルファン(農薬)については、2010年4月の第5回締約国会議で追加(2012年10月発効)

国内実施計画改定の主なポイント

- 意図的な製造及び使用から生ずる放出削減と廃絶のための措置
 - 化審法に基づくPOPsを含めた第一種特定化学物質への取組状況及びPFOS等を含めた新規追加物質への措置及び農薬取締法による規制状況を追記
- 意図的でない生成から生ずる放出の削減等の措置
 - ダイオキシン類対策特別措置法に基づく削減計画の改正内容を反映
 - 新たに追加されたペンタクロロベンゼンの排出インベントリデータ及び排出削減のための取組を追記
- 在庫及び廃棄物から生ずる放出削減と廃絶のための措置
 - 埋設農薬、廃クロルデンの処理状況の更新(廃クロルデンは処理完了)
 - PFOSを含有する工業製品の在庫の実態把握、適正管理及び処理について追記
- 上記の基盤となる施策
 - 化学物質環境実態調査(黒本調査)ほか、直近の環境モニタリング結果を反映
 - 国際的な取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進等

国内実施計画の点検結果の概要(1)

非意図的生成物の排出削減

● ダイオキシン類

- 第2次ダイオキシン類削減計画の削減目標達成
- 2010年のダイオキシン類の排出量は1997年比で約98%削減
- 新たなダイオキシン類削減計画を本年8月3日に公表

● ヘキサクロロベンゼン(HCB)

- 2002年から2009年にかけて、排出量は約40%削減

● ポリ塩化ビフェニル(PCB)

- 第2部発生源(廃棄物焼却炉、セメント焼成炉、パルプ製造施設、冶金工業における熱工程)のうち、セメント焼成炉、亜鉛の二次製造、廃棄物焼却炉からのPCB排出量は増加と推計
- 2002年から2009年にかけて、第3部発生源(第2部に規定されていない冶金工業における熱工程など)からの排出量は約30%削減

国内実施計画の点検結果の概要(2)

在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに 適正管理及び処理のための取組

● 埋設農薬

- ・ 全国に埋設されていた農薬の総数量約4,400トンのうち、約4,000トンの埋設農薬が2011年2月までに無害化処理された。
- ・ 残り約400トンの埋設農薬についてはマニュアルに基づき環境調査を実施し、周辺環境が汚染されないよう管理

● 廃クロルデン類等

- ・ 適正に処理を完了

● ダイオキシン類を含有する農薬

- ・ 情勢の変化、実際の運用に際しての課題等に対応するため、平成21年8月に技術的留意事項を改定

国内実施計画の点検結果の概要(3)

汚染された場所を特定するための戦略

- ダイオキシン類
 - ダイオキシン類土壤汚染対策地域に関しては、2011年3月までに5地域が指定。うち、3地域についてはこれまでに汚染土壤の無害化等処理などの必要な措置が完了したため、指定を解除
 - 底質汚染対策として、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」の改訂(2008年4月)
- PCB
 - 1972年度の全国一斉調査により、対策を講じる必要があるとされた78水域すべてにおいて、汚染された底質の除去を2004年までに終了

国内実施計画の点検結果の概要(4)

POPsの環境監視のための取組

- 環境省では2002年度よりPOPsを対象とした環境モニタリング調査を継続的に実施
- 新規POPsが条約で指定されたことを受け、2009年度調査よりモニタリング対象物質を拡大
- 2010年度調査実績を国内実施計画に掲載

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」の
改定等について（お知らせ）

平成24年8月24日（金）
環境省総合環境政策局
環境保健部環境安全課
代表：03-3581-3351
直通：03-5521-8261
課長：上田 康治（内線 6350）
専門官：田畑 康幸（内線 6361）
担当：森永 茂樹（内線 6355）

残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約の対象物質の追加等を踏まえ、今般、関係省庁連絡会議において、同条約に基づく国内実施計画を改定し、平成17年に策定した国内実施計画の点検結果と併せて、平成24年8月24日に同条約の締約国会議に提出します。今後は、改定された国内実施計画に基づき、関係省庁と連携して、POPsの排出削減、適正処理、環境監視、国際協力などに引き続き取り組みます。

1. 国内実施計画改定の経緯

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「POPs条約」という。）では、その第7条において、各締約国に対して国内実施計画の作成及び実施に努めることを求めており、我が国はPOPs条約を平成14年8月30日に締結した後、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議（以下、「関係省庁連絡会議」という。）において国内実施計画を作成し、平成17年6月24日、「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において国内実施計画が了承されました。

その後、平成21年5月のPOPs条約第4回締約国会議で対象物質に9物質群の追加が決定、同年8月に条約附属書の改正が通知され、1年後の平成22年8月に発効しました。締約国会議の決議時に示されたガイダンス文書によれば、条約附属書への新規物質の追加について、その効力が発効してから2年以内（本年8月26日まで）に各締約国は国内実施計画を改定し、締約国会議に提出することが求められています。

また、我が国の国内実施計画では、第4章において、①国内実施計画の実施状況を関係省庁連絡会議で点検し、その点検結果を公表し、国民の意見を聴くこと、②POPs条約対象物質の追加等に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において国内実施計画を改定し、締約国会議に提出すること、としています。

このため、平成 24 年 6 月 19 日、関係省庁連絡会議で国内実施計画(改定案)及び点検結果(案)を取りまとめた上で公表し、30 日間の間、国民の皆様から広く御意見を募集しました。意見募集の結果、国内実施計画(改定案)については、4 者(1 団体及び 3 個人)から 63 件の御意見をいただきました。点検結果(案)については、御意見がありませんでした。

関係省庁連絡会議は、いただいた御意見を踏まえて検討を進め、平成 24 年 8 月 7 日、改定国内実施計画及び点検結果を決定いたしました。今般、関係省庁による英訳作業を終了しましたので、平成 24 年 8 月 24 日、改定国内実施計画及び点検結果を締約国会議に提出することとしています。

今後は、本条約の義務の履行に際して、今回改定した国内実施計画に基づき、関係省庁と連携して取組を進めていくこととしています。

2. 改定及び点検の主なポイント

(1) 改定国内実施計画(平成 24 年 8 月)

POPs に係る以下の諸施策に関して、平成 17 年 6 月の国内実施計画策定時以降の状況及び新規追加物質に関する取組についての記載を加えています。

- ・ 意図的な製造及び使用から生ずる放出の削減等の措置
- ・ 意図的でない生成から生ずる放出の削減等の措置
- ・ 在庫及び廃棄物から生ずる放出の削減等の措置
- ・ 上記の基盤となる施策(環境監視、国際的取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進等)

(2) 国内実施計画(平成 17 年 6 月)の点検結果

国内実施計画の策定時以降、講じた措置、各種取組、戦略及び対応について点検し、記載しています。

⑦平成 22 年度 PRTR データの概要